

共有者不明農用地等に係る告示

下記共有者不明農用地等は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」とする。)第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて告示する。

令和6年1月10日

横手市農業委員会
会長 飯野 正和



記

1 共有者不明農用地の所在等

【横手市】

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法
大森町字金谷 174番1	田	2,170	賃借権	水田	公告後	10年	10,000円	公益社団法人 秋田県農業公社	

- この告示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
 - 当該農用地の所在、地番、地目、面積
 - 当該申出の趣旨
- 不確知共有者がこの告示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。
- 当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。



利用権設定関係

本人用



1. 各筆明細

(令和 年 月 日 公告)

整理番号			利用権の設定を受ける者(A) (受け手)		住所 秋田市山王四丁目1番2号		氏名又は 氏名		公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了					
			利用権の設定をする者(B) (出し手)		住所 横手市大森町上溝字上野23番地2		氏名又は 氏名		相続人代表 佐々木 貞夫					
			郵便番号		010-0951		電話番号		018-893-6223					
			郵便番号		013-0552		電話番号		0182-26-2590					
利用権を設定する土地(C) : 横手市					設定する利用権の内容(D)				利用権を設定する土地の(B) 以外の権原者等(F)			土地改良 区名(G)	備考	
所在			地目		面積 m ²	利用権 の種類	利用 内容	借賃 (円/10a)	借賃 円	住所	氏名又は名称	権原の 種類		
大字	字	地番	登記簿	現況										
大森町	金谷	174番1	田	田	2,170.00	賃借権	水田	10,000	21,700					
合計			田	1 筆	2,170.00 m ²			年借賃料		始期				
			畑	筆	m ²	1 筆		21,700 円		存続期間(終期)				
			その他	筆	m ²	2,170.00 m ²								
借賃の支払い方法								毎年12月10日まで貸貸人の指定口座へ振込む						
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)								賃貸借						

この計画に同意する。 令和 年 月 日

利用権の設定を受ける者 住所 (同上) 氏名又は名称 公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了 (印)

利用権の設定をする者 住所 (同上) 氏名又は名称 (自署) (印)

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 住所 氏名又は名称 (自署) (印)

法第21条の3第1項第5号に基づく異議の申出書

令和 年 月 日

横手市農業委員会会長 様

住所
氏名

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の3第1項第5号の規定に基づき、下記共有者不明農用地の共有持分を有することを申し出るとともに、下記共有者不明農用地に係る告示に対して異議があることを申し出ます。

記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 本申出の趣旨

3 権限を証する書類（別添）

- (1)
(2)

※権限を証する書類は、戸籍謄本等当該共有者不明農用地等について共有持分を有することを証する書類を添付願います。

(記載要領)

- 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 「本申出の趣旨」については、異議の具体的な内容について記載してください。

(備考)

- 共有者不明農用地等の所在等欄は、必要に応じ行を加除することができます。
- なお、異議については、必要事項が記載されていれば本様式によらず申し立てることが可能です。

